

配管設計 CAD システム導入業務委託
仕様書

令和 8 年 7 月
尾道市上下水道局

目 次

第1章 総則	1
1. 1 目的	1
1. 2 業務概要	1
1. 3 業務の実施場所	1
1. 4 業務の実施期間	1
1. 5 業務実施に関する事項	1
第2章 システム構築・導入業務	3
2. 1 システムの基本条件	3
2. 2 システムの機能要件	3
2. 3 システム開発	4
2. 4 システム運用	4
2. 5 システム動作テスト	5
2. 6 研修	5
2. 7 書類の作成	5
第3章 業務引継ぎに関する事項	6
第4章 その他	6
4. 1 保守期間	6
4. 2 保守体制	6
4. 3 保守内容	6

第1章 総則

1. 1 目的

- (1) 本仕様書は、水道配管工事の設計積算が可能でCAD設計と積算が連動しているシステム（以下「システム」という。）のCAD設計と数量計算書までの導入業務を実施するに当たり、尾道市上下水道局（以下「局」という。）がシステム導入業務受託事業者（以下「業務受託事業者」という。）に要求する事項を定めたものである。
- (2) 本仕様書に記載された要求事項は、原則として全て実現すべきものであるが、業務受託事業者が代替案を提示し局がこれを了承した場合は、要件を満たしたものとする。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務を実施するに当たり効果的と考えられる事項については、積極的に提案すること。

1. 2 業務概要

本業務は、システムの構築及び導入を実施するものであり、その主要内容は、次のとおりとする。

- (1) システム構築・導入業務
 - ① システム開発
 - ② システム設定
 - ③ システム動作テスト
 - ④ 研修
 - ⑤ 書類の作成
- (2) 業務引継ぎに関する事項
- (3) その他関連する業務

1. 3 業務の実施場所

業務の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 尾道市長江三丁目6番52号 尾道市上下水道局
- (2) 業務受託事業者の事業所
- (3) その他局が指定する場所

1. 4 業務の実施期間

業務の実施期間は、次のとおりとする。

- (1) システム構築・導入業務
契約締結日から令和9年3月31日まで
なお、システム本稼働日は、令和9年4月1日とする。

1. 5 業務実施に関する事項

- (1) 基本的事項
 - ① 業務受託事業者は、システムの機能が十分に発揮できるよう、本仕様書その他の関係書類（現場説明を含む。）に基づき、誠実に業務を実施しなければならない。
 - ② 業務受託事業者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務を実施する上で当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

- ③ 業務受託事業者は、業務遂行に係る資料の提出を局が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

(2) 契約条件等

- ① ソフトウェア使用許諾に係る契約が必要な場合、局と業務受託事業者が協議し決定するものとする。

(3) 工程

業務受託事業者は、本仕様書に基づき、全体作業の工程、各作業間の関連その他諸状況を勘案し、適切な作業班を編成するとともに、全般にわたる作業計画を立案すること。

なお、工程表に変更が生じた場合は速やかに変更工程表を提出し、局と協議し指示に従わなければならない。

なお、令和9年4月1日よりシステム運用開始を予定しているが、社会情勢を鑑み、機器の納入が遅れる場合、運用開始に影響がないように仮設サーバーを用意するなど、代替案を提案し対応すること。なお、代替案に要する費用は業務受託事業者負担とする。

(4) 打合せ

- ① 業務を適切かつ円滑に実施するため、局と業務受託事業者は、常に緊密な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正し、相互に確認しなければならない。
- ② 業務の着手時及び区切りにおいて、局と業務受託事業者は調整会議、業務の進捗状況の報告会議及び打合せを行うものとし、相互に確認しなければならない。

(5) 管理者等

- ① 業務受託事業者は、適切な体制のもと業務を遂行するため、管理者及び技術者を定めて、局に届け出るものとする。
- ② 管理者は、水道事業に係る水道配管工事の設計積算業務に精通し、かつ水道設計積算システム構築、導入等の作業に習熟し、業務の総括・計画・指導を行うもので、本仕様書に基づき、業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- ③ 技術者は、システム構築、導入等の作業に習熟し、業務に関する一切の事項を処理するとともに常に局と緊密な連絡をとり、業務の円滑、迅速な進行を図り、業務に関する作業を適切かつ正確に行うことができる技術を有するものとする。

(6) 一括再委託等の禁止

業務を一括して再委託等することは禁止する。ただし、業務の一部について、局の承諾を得た場合を除く。

(7) 契約不適合責任

- ① 局は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務受託事業者に対し、成果品の補修又は代替品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- ② 前項の場合において、業務受託事業者は、局に不相当な負担を課するものでないときは、局が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。また、局が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、局は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれか

に該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。尚、契約不適合責任の期間は、成果品引渡し後、2年間とする。

(ア) 履行の追完が不能であるとき。

(イ) 業務受託事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、業務受託事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(エ) (ウ) に掲げる場合のほか、局がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 個人情報の保護

① 業務受託事業者は、個人情報の保護に関する関係法令等を遵守し、業務の履行に際して知り得た個人情報、その他の事項を第三者に知らせ又は不当な目的で利用してはならない。

② 業務受託事業者は、業務を履行するために用いた資料及びその結果等の電子計算機に入力されている情報について、局の承諾を得ずに第三者のために転写、複写、閲覧又は貸出等をしてはならない。

③ 業務受託事業者は、業務履行後、局の指示により保管を要するものを除き、その資料、結果等を抹消、償却及び切断等、再生使用不能の状態に処分しなければならない。

④ 業務受託事業者は、その他必要に応じて、局と協議の上、個人情報の適正管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(9) 疑義の解釈

本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、局と業務受託事業者が協議の上、定めるものとする。

第2章 システム構築・導入業務

2. 1 システムの基本条件

(1) システムは、ダクタイル鋳鉄管（GX・NS・K形等）、ポリエチレン管（HPPE・PP等）、鋼管（SGP-VD・SUS等）、ビニル管（HIVP等）等の水道工事で使用される管材について、水道管（導送配水管、給水管及び仮設配管）布設工事及び撤去工事の設計積算ができること。

(2) システムの構築にあたり局が提示する機能要件【様式11】について、標準機能として対応すること。

(3) 容易な操作により業務が執行でき、図面作図において特別な知識がなくとも、情報の検索や表計算ソフト等に加工ができる状態で抽出できる仕組みを有すること。

(4) 今後のシステム利用職員及び端末台数の増減等についても、対応すること。

(5) システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、ミドルウェアは可能な限り、業界標準とし、長期間のサポートが可能であること。

2. 2 システムの機能要件

詳細については機能要件【様式11】のとおり。ただし、コスト削減のため、業務受託事業者がその他ソフトウェアの手動操作を含む機能等代替案を提示し、局が作業効率の著しい低下がないと認めた場合は、機能を満たしたこととする。

また、機能を満たすために必要なインストールソフト及びライセンスについては、業務受託事業者が準備すること。

2. 3 システム開発

- (1) 現在の状況を確認し、必要に応じて職員にヒアリング等を行い、要件定義を行うこと。また、要件定義に基づくシステム設計書を作成し、局に提出すること。
- (2) システム設計書に基づき、局と協議の上、システム開発を行うこと。
- (3) システムは、クライアントサーバー方式で運用する。サーバー機1台、UPS 及びバックアップ用 NAS を業務受託事業者が設置する予定とし、スペックは下記のものを想定しているが、
- (4) に示す要件を具備するサーバー機器一式であればこの限りではない。

- ・形式：タワー型
- ・CPU：インテル®Xeon®プロセッサ6325P 相当以上
- ・メモリ：16GB 以上
- ・ハードディスク：600GB HDD×3 以上 RAID5 構成
- ・OS：Windows Server 2025 Standard (16Core)
- ・光学ドライブ：内蔵 DVD-ROM ユニット
- ・CAL：6 ユーザーCAL
- ・ディスプレイ：19 型液晶ディスプレイ以上×1
- ・NAS：2TB 以上×1
- ・無停電電源装置：1500VA 以上×1
- ・その他：バックアップ管理用ソフトウェアを導入すること。

5 年オンサイト保守を含めること。

電源は冗長化を行うこと。

(4) サーバー要件

- ① ハードウェアは、重要システムに影響がない構成にて提供すること。
- ② 日時処理、バックアップ等の処理において、操作クライアントのレスポンスに影響が出ない構成であること。
- ③ サーバー及びシステム共に長期的な使用を想定しているため、それに耐えうるシステム構成及び機器とすること。万が一機器等の故障が発生した場合は、バックアップデータをもとに速やかにシステム利用が再開できるよう対応すること。
- ④ 運用期間中のデータ量及び処理量の増加を考慮した機器構成とし、利用者が快適なレスポンスで利用することを前提に必要な機器を提供すること。
- ⑤ 保守メンテナンスの際は、サーバーの残容量の監視を定期的に行うこと。
- ⑥ サーバー等の電源について冗長化を行うこと。また、停電等による電源供給の停止に備え、当該機器が適正に停止するまでの間に十分な電力を供給する予備電源を備え付けること。

2. 4 システム運用

(1) クライアント要件

局で保有するクライアント端末の利用を前提とし、複数メーカーの複数機種に対応すること。

(2) システム同時稼働数

システム同時稼働数は、設計CADシステム6台とし、稼働対象クライアント端末数は10台程度とする。

(3) クライアント端末機のスペックは次のとおり。

- ① OS Windows 10 (2.00GHz)
- ② CPU インテル (R) Core i5 (12 世代) 相当
- ③ メモリ 8GB 相当

新しく発売されるクライアントOSにも適宜対応し、長期に渡って新システムの利用を保証すること。

(4) ネットワーク

- ① システムは、局のネットワークを使用する。

2. 5 システム動作テスト

- (1) 業務受託事業者は、システム動作テストに必要なシステム機器（以下「テスト用機器」という。）を準備し、職員の立会いの上、設置及び設定を行うこと。ただし、機器の設置及び撤去時期については、局と協議の上、決定する。

なお、テスト用機器とは、開発用クライアント等をいう。

- (2) 職員がシステム動作テスト可能な環境を構築すること。
- (3) 各種テスト及び並行稼働テストを行い、動作確認に万全を期すこと。
- (4) 実際の局のネットワーク環境において、本稼働用システム機器を使用して実負荷でシステム動作テストを行うこと。

なお、テストの実施時期については、局と協議の上、決定する。

- (5) 並行稼働テストは、本稼働用システム機器を使用して十分な期間行うこと。
- (6) テスト用機器に保存された個人情報等データは、復元不可能な状態とした上で撤去すること。

2. 6 研修

- (1) 職員によるシステム操作に支障が生じないよう、局と協議の上、研修計画を策定し、研修資料、研修用機器、その他研修に必要なものを準備すること。
- (2) 研修は、局庁舎で研修用機器等を使用した操作研修とする。

2. 7 書類の作成

システム構築後に作成する書類は、次表による。なお、運用開始後のシステム改修、バージョンアップ等した場合は、速やかに提出した書類を更新すること。

書類名	紙媒体	電子媒体
システム設計書	2部	2式（正・副）
システム運用手順書	2部	2式（正・副）

システム保守手順書	2 部	2 式（正・副）
システム管理者向け操作説明書	2 部	2 式（正・副）
システム使用者向け操作説明書	1 0 部	2 式（正・副）
研修資料	適宜	適宜
その他必要な書類等	適宜	適宜

第3章 業務引継ぎに関する事項

システムの使用期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他業務の終了事由の如何を問わずシステムの使用が終了する場合は、業務受託事業者はシステムの使用終了日までに、局が設計積算業務を継続して遂行できるよう誠意を持って協力するものとする。

また、システムの引継ぎに伴ってデータ移行が発生する場合、業務受託事業者はデータ構造の提示及び DWG や CSV 形式等の汎用フォーマットでのデータ抽出を行う等、局に誠意をもって協力するものとする。

第4章 その他

システム納入後の運用が円滑に行えるように、以下のシステム保守を想定しているため、対応できるよう準備すること。但し、契約は別途とする。

4. 1 保守期間

(1) 契約は単年度とする。

4. 2 保守体制

(1) システム稼働開始直後及び年度更新時期は、問い合わせ件数が増加することが見込まれるため、十分な体制を整備すること。

(2) 保守の時間帯は、原則として局の営業時間内（土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、緊急を要する場合等で、局が事前に通知した場合は、その都度協議により決定すること。

(3) 電話・メールによるサポートで解消できない事象に関しては現地対応すること。

4. 3 保守内容

保守内容は次のとおりとする。

(1) ソフトウェア保守

① システム不具合への対応

システムに不具合が発見された場合は、速やかにプログラム修正を行うこと。

② バージョンアップへの対応

ソフトウェアに関するバージョンアップは無償で対応すること。

③ ハードウェアの故障等により、システムの再インストールが必要となった場合は、速やかに復旧作業を実施し、バックアップデータ等を活用して、極力最新のデータに復旧すること。

(2) 運用支援

① 問い合わせ等対応

職員からのシステム運用及び操作に関する問い合わせ等に対応すること。

② データ修正等対応

職員の誤入力、変則的な事例等に関するデータ修正及びデータ抽出に対応すること。

③ 障害発生時等対応

障害発生時に発生原因についてソフトウェア・ハードウェア等に切り分け、原因を特定するための調査を行うこと。

④ 操作マニュアル等作成

システム操作のマニュアルを動画や書類等により作成すること。

(3) システム環境バックアップ及び保管

年に1回以上、現地システムの最新環境をバックアップし、バックアップしたデータは最低1年間貴社にて保管すること。

(4) システム操作研修

人事異動等で新たに職員が配属された場合や、ソフトウェアのバージョンアップによる操作変更に対応するため、年に1回以上、システムの操作研修を実施すること。(研修の内容は、基本操作からシステム管理者用の操作まで対応すること。)

(5) その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、局と受託者とが協議の上、定めるものとする。